教育総務課

## 放課後児童会保護者負担金の減免について

## 1 保護者負担金(令和5年3月17日条例公布、令和6年4月1日施行)

区分	利用期間	児童1人あたりの手数料の額
基本料	8月以外の月	月額 8,000円
	8月	月額 10,000円
土曜日に利用する場合	通年	上記の月額に1回当たりの利用につ
		き700円を加算して得た額

※基本料は土曜日を除く開設日に利用する場合に対する手数料です。

※おやつ代や保険料など別途実費を徴収します。

## 2 減免の内容(令和5年10月24日規則公布、令和6年4月1日施行)

(1) 経済的困窮に対するもの

• 対 象 者: 就学援助認定児童

・対象経費:基本料(8月以外の月:8,000円、8月:10,000円)

•減 免 率:1/2

(2) 兄弟姉妹同時在籍に対するもの

・対象者:同一世帯の兄弟姉妹が3人以上同時利用した場合、3人目以降の利用児童 ※所得制限あり(児童手当受給世帯に限る)

対象経費:基本料(8月以外の月:8,000円、8月:10,000円)

•減 免 率:1/2

【参考】各世帯の利用人数に応じた負担額

1 人利用の場合 2 人利用の場合 8,000 円 16,000 円

3人利用の場合 20,000円 (減免前:24,000円)